

令和2年10月吉日

関西若手議員の会
会 員 各 位

関西若手議員の会
会長 戸嶋 幸司
(東近江市議会)

関西若手議員の会 研修会のご案内

拝啓 清秋の候、議員各位にはますますご健勝にてご活躍のことと存じます。

さて、地方議会議員として多様化する社会的ニーズに幅広く対応するため、この度、関西若手議員の会・公式研修会を下記の通り開催させて頂きます。大変お忙しいとは存じますが、是非ご参加下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

期日：2020年11月18日(水)

会場：ミグランス 橿原市役所分庁舎4階（奈良県柏原市）

日程：13時20分～14時20分 研修プログラム①

内容：奈良県更生支援の推進について

奈良県福祉医療部 地域福祉課 課長 松山 善之氏

地域福祉課 参事（更生支援推進担当）大隣勝友氏

14時40分～15時40分 研修プログラム②

内容：天川村温泉施設を通じた「林業」「温泉」「地域」の新しいあり方について

谷林業株式会社 代表取締役社長 谷 茂則氏

16時～17時 研修プログラム③

内容：自治体との連携による起業家支援について

ロート製薬（株）アグリファーム事業部 生田 優希氏

（一社）ネクストコモンズラボ ディレクター 東 善仁氏

宇陀市役所 企画財政部企画課 課長 鈴木 隆仁氏

宇陀市役所 企画財政部企画課 主査 菊山 智史氏

以上

【問い合わせ先】

関西若手議員の会 事務局長 小松 遼太（福知山市議会）

携 帯：090-6057-2885 e-mail:komatsu0325@gmail.com

奈良県橿原市 研修報告書

椿原 竜二

1. 研修日程

2020年11月18日(水)

2. 場所

ミグランス 橿原市役所分庁舎4階コンベンションルーム

3. 研修内容

研修プログラム①

テーマ：奈良県更生支援の推進について

講師：奈良県福祉医療部

地域福祉課 課長 松山 善之（まつやま よしゆき）様

地域福祉課 参事（更生支援推進担当）

研修プログラム②

テーマ：天川村温泉施設を通じた「林業」「温泉」「地域」の新しいあり方について

講師：谷林業株式会社 代表取締役社長 谷 茂則（たに しげのり）

研修プログラム③

テーマ：自治体との連携による起業家支援について

講師：ロート製菓（株）アグリファーム事業部 生田 優希（いくた ゆうき）

（一社）ネクストコモンズラボ ディレクター 東 善仁（ひがし よしひと）

宇陀市役所 企画財政部企画課 課長 鈴木 隆仁（すずき たかひと）

宇陀市役所 企画財政部企画課 主査 菊山 智史（きくやま さとし）

【奈良県更生支援の推進について】

①・更生支援を取り巻く現状について

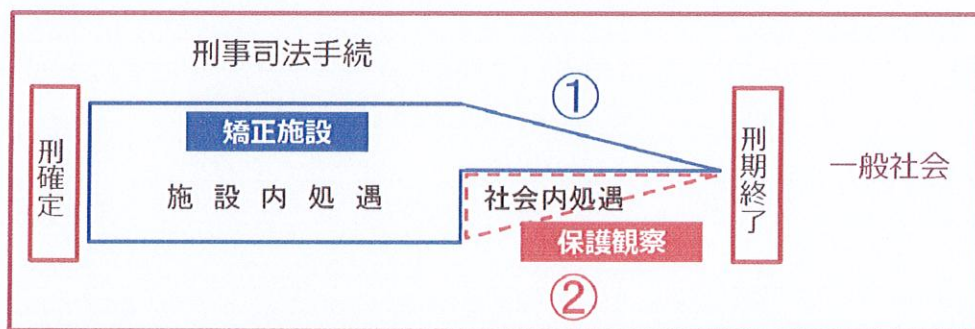
更生保護とは・・・

→犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、公人と公共の福祉を増進しようとする活動。

更生支援とは・・・

→罪に問われた者等が円滑に社会復帰することができるようにするための措置又は活動。
(奈良県更生支援の推進に関する条例第2条第2号)

『罪を犯した者等に対する支援について』



①（刑務所内での施設内処遇）

→収容期間中、改善指導等や就労支援等の社会復帰支援

②（仮釈放等の者に対する社会内処遇）

→刑期終了までの期間、保護観察による支援

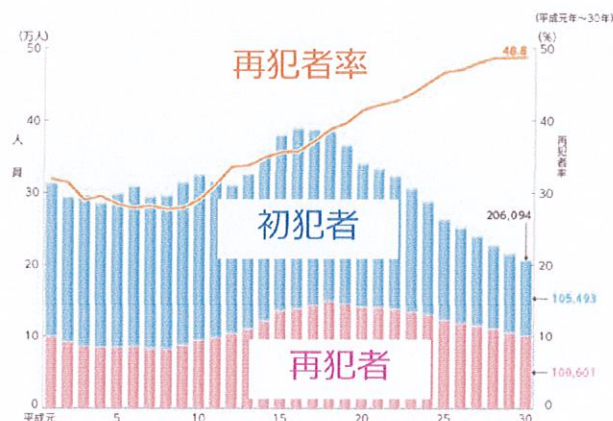
※刑期終了後は刑事司法手続を離れるため、専用の社会復帰支援がない。

○このような中で・・・

→戦後60年間の犯罪分析により、全検挙者の約3割の再犯者が約6割の犯罪を行っていたことが判明

→平成30年の刑法犯検挙人員に
占める再犯者は48.8%※右肩上がりの状態

○国は、政府を挙げて、
再犯の防止に取り組むことに。



平成28年12月 再犯の防止に関する法律施行

- 犯罪者が社会で孤立することなく、国民の理解と協力を得て社会復帰することを支援
- 国が再犯防止に関する施策を総合的に策定・実施
- 都道府県及び市町村についても再犯防止施策を策定し、実施する責務

平成29年12月 再犯防止推進計画（国）閣議決定

- 国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画

【再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）】（抄）

第4条（略）

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2（略）

② 奈良県における更生支援について

2013年度～

- ・保護観察対象者を 県臨時職員として雇用（都道府県初）
- ・刑務所出所者等の雇用の重要性を県民や県内事業所に理解してもらうためのシンポジウムの開催
- ・保護観察対象者の雇用に取り組む民間事業者に対する公契約条例に基づく総合評価入札に加点する制度の導入

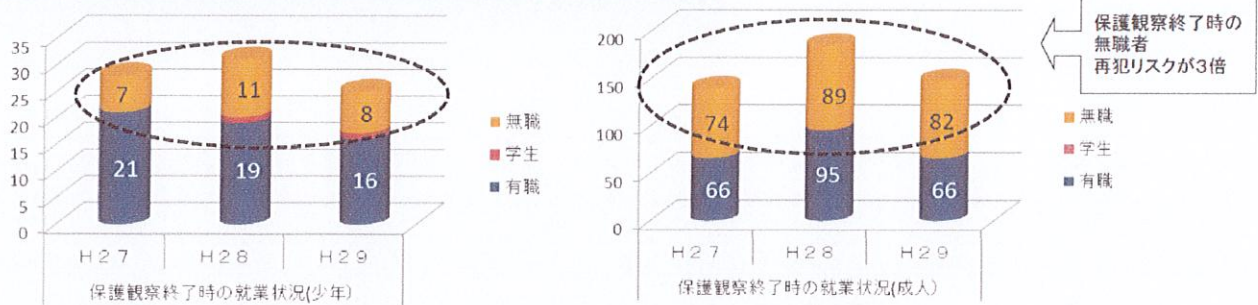
2018年

「平成30年度保護司等中央研修会」において、荒井奈良県知事が講演したことをきっかけに、横田弁護士を委員長とした「奈良県更生支援のあり方検討会」を立ち上げる。

○奈良県更生支援のあり方検討会での議論（当初の再犯防止からの視点）

- ・ 刑務所再入所者のうち、再犯時に無職であった者の割合は**72.4%**（有職者の27.6%に比べ、非常に高い状況）
- ・ 社会復帰を目指す刑務所出所者等が、健全な社会人として自立するためには、**出所後、就業できる場所と定住できる場所が確保されることが重要。**

保護観察終了時の有職者と無職者の人数(奈良県)

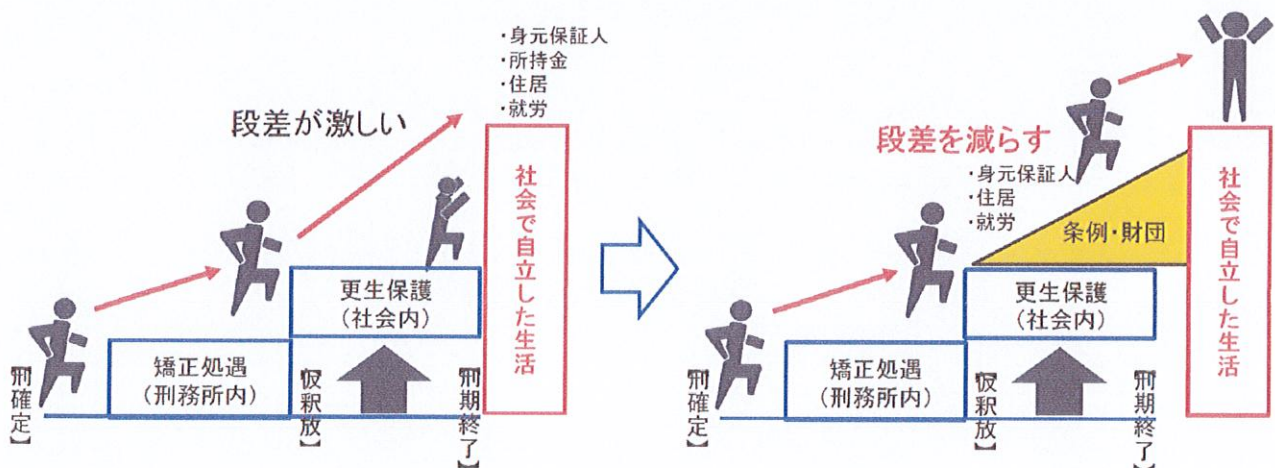


奈良県においては、直近の3年間では毎年、**少年で全体の約3割(7~11人)**、**成人で全体の約5割以上(74人~89人)**が無職のまま保護観察を終了している。

○奈良県更生支援のあり方検討会での議論（福祉行政からの観点）

- ・ 犯罪率の低下は、司法行政の視点であり、地方行政の役割のメインにはならない。
- ・ 福祉行政により出所者で困っている人を助けるのが基本の施策体系であり、結果的に再犯防止に繋がるというのが柱になるのではないかと。

→**司法と福祉を接続する条例を制定**し、出所者を対象とした福祉行政を司法に接続する。



- 全ての困っている人を助ける
- 誰もが地域の一員として包摂される社会
- 司法と福祉をつなぐ
- 国（司法）と地域（福祉）をつなぐ施策

条例を制定し、その条例に基づき、県が財団を設立して、**直接雇用、住居確保、職業訓練・社会教育を実施。**

【時系列】

平成30年12月～	奈良県更生支援のあり方検討会 (令和元年11月まで4回実施)
令和2年3月25日	奈良県更生支援の推進に関する条例成立
4月1日	奈良県更生支援の推進に関する条例施行
7月1日	一般財団法人かがやきホームを設立
6日	受刑者の採用面接を実施(於:美祢)
8月1日	受刑者に寄り添う相談員を雇用
9月	2名の出所者を雇用

③ 奈良県更生支援の推進に関する条例(令和2年奈良県条例第52号)について

■ 制定理由

更生を志す者を含む全ての県民が**安全で安心して暮らせる社会の実現**に寄与するため、罪に問われた者等が必要とする更生支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに関係団体等及び県民等の役割を明らかにするとともに、**更生支援の推進に関する基本的な事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進**することにより、罪に問われた者等の円滑な社会復帰の促進及び共生のまちづくりの推進を図ろうとするもの。

■ 制定背景

【罪に問われた者等の現状】

- ・罪に問われた者等の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコールなどの依存のある者、高齢で身寄りがない者など地域社会で生活する上での様々な課題を抱えている者が多く存在する。
- ・刑事司法手続を離れた後、罪に問われた者等が地域において就労の場や住まいを確保し、更には社会的な教育を受けるなど円滑な社会復帰を進めることができる支援体制が未だ十分には整っていない。
- ・地域社会で孤立し、抱えた様々な課題を解決できないまま、再び罪に問われる者も少なくない。

【奈良県が目指す役割】

国の司法行政と地域の福祉を繋ぐ役割を自ら担い、就労の場づくりを行うこと等により**罪に問われた者等の社会復帰を支援**する。

■ 条例概要

【第一章 総則(第1条～第7条)】

目的、定義、基本理念、各主体の責務、役割等

【第二章 基本的施策(第8条～12条)】

- (1)特性に応じた支援等：罪に問われた者等の意思を尊重し、個々の特性を十分に踏まえた支援
- (2)就労の支援：就労の場の確保、就労の継続等のための支援
- (3)住居の確保の支援：地域で生活を営むための住居の確保等の支援
- (4)福祉サービス等の提供による支援：適切な福祉サービスの提供、関係機関等との連携強化
- (5)県民等の理解の増進：更生支援の重要性についての理解の増進

【第三章 具体的施策(第13条)】

- (1)第二章の**基本的施策の実施のため、法人を設立し、事業を実施**
 - (ア)罪に問われた者等を雇用し、就業体験の機会その他就労の場の確保、提供
 - (イ)雇用した者に対し、住居の貸与等
 - (ウ)雇用した者の企業等への就職等を支援するための職業訓練、社会的な教育
 - (エ)相談などの支援
- (2)雇用した者が企業等に就職した後、**離職した場合**においても、当該者の希望により**再び支援**を実施

■ 令和2年3月25日 成立

■ 令和2年4月1日 施行

④ 出所者の就労の場（一般財団法人）の設立について

○名称：一般財団法人 かがやきホーム

～SplendenteFamiglia NARA

○場所：奈良県社会福祉総合センター内

○目的：①条例の規定に基づき、罪に問われた者等の更生支援に関する事業を行い、罪に問われた者等の円滑な社会復帰の促進を図る。

②誰もが地域の一員として包摂され、互いに支えあう共生のまちづくりの推進を図る。

③その結果、更生を志す者を含む全ての県民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与する。

○事業：(1)罪に問われた者等を雇用し、職場における就業体験の機会

その他就労の場の確保、提供

(2)雇用した者に対し、住居の貸与

(3)企業等への就職その他の社会復帰を支援するため、

職業訓練、社会的な教育の実施

(4)罪に問われた者等の相談に応じること。

その他罪に問われた者等の社会復帰に必要な支援

(5)労働者派遣事業

(6)その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

⑤ 一般財団法人かがやきホームの事業計画について

■ 事業計画の概要

■ 令和2年度事業計画

○ 出所者等の雇用

・改善更生の意欲が高く、奈良県に帰住する意欲がある者について法務省の協力を得て、採用面接を実施
→9月に2名雇用

○ 就労の場及び住まいの確保

・就労の場は、五條市森林組合とし、林業研修及び派遣就労を実施

・住まいは、就業の場である五條市森林組合に近い五條市内

○ 職業訓練及び社会的な教育

・五條市森林組合において週4日の林業研修を実施

・法務教官、公認心理師、篤志面接委員、保護司等の専門家を招聘して週1日の社会的な教育を実施

○ 相談体制の構築

・就労時間中及び就労時間外における財団職員による面会及び相談を実施

■ 令和2年度収支予算

(単位:百万円)

○事業活動収入 計 15.9	●事業活動支出 計15.9 ※賃借料など
・国庫補助金 1.2	・事業費支出 1.2 ※人件費など
・地方公共団体補助金 14.7	・管理費支出 14.7
○財務活動収入 計 21.3	●投資活動支出 計 21.3
・出捐金収入 20.0	・基本財産取得支出 20.0
・借入金収入 1.3	・固定資産取得支出 1.3

■ 今後の予定

○ 出所者等の雇用

・今後も法務省の協力を得て、採用面接を実施する予定

○ 就労の場及び住まいの確保

・必要に応じて五條市森林組合と協議するほか、就労のニーズに応じて関係機関と協議していく予定

・就業の場に近い場所で住まいを確保していく予定

○ 職業訓練及び社会的な教育

・就労の場（林業・農業等）で身につく職業訓練を実施予定

・雇用する出所者のニーズに合わせて多種多様な専門家と協力して教育を実施する予定

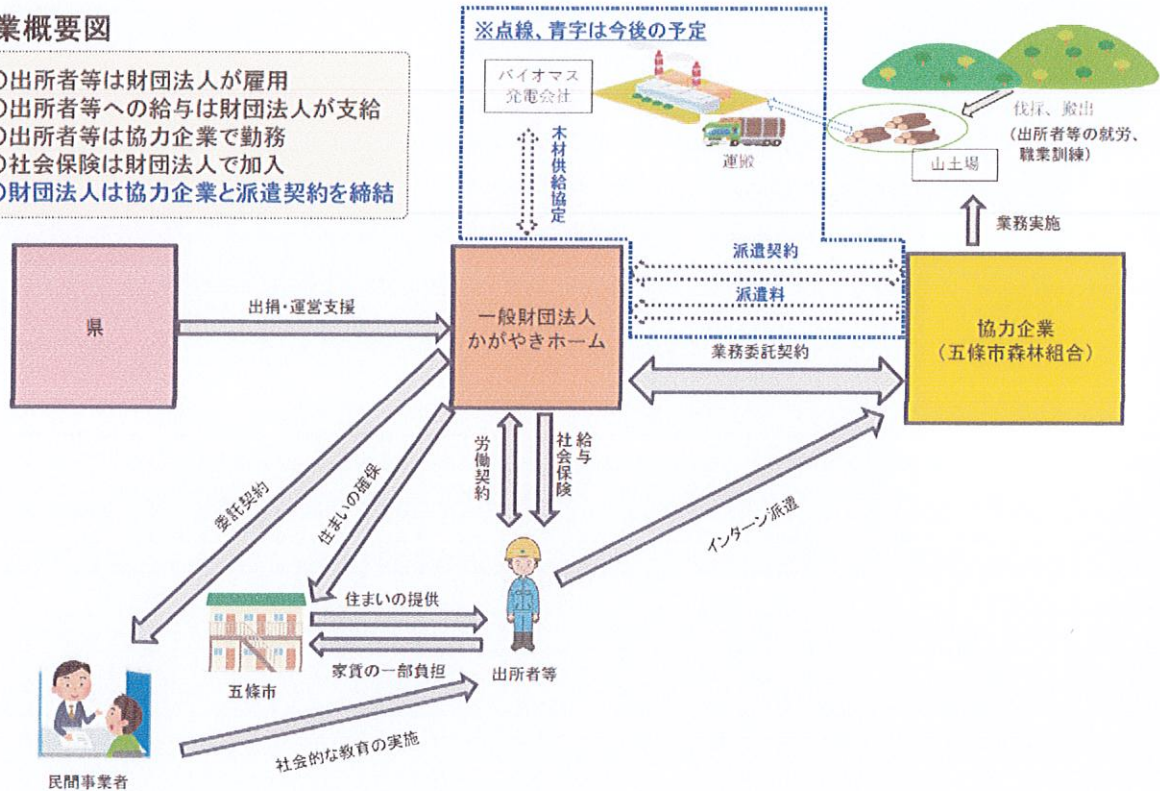
○ 相談体制の構築

・出所者の幅広いニーズに応えることができるよう、多様な知見を有する専門家や外部団体の協力体制を構築する予定



事業概要図

- 出所者等は財団法人が雇用
- 出所者等への給与は財団法人が支給
- 出所者等は協力企業で勤務
- 社会保険は財団法人で加入
- 財団法人は協力企業と派遣契約を締結



●所感

- ・出所者は、社会復帰しても世間から冷たい視線を浴びることはあると思うが、犯罪を繰り返さないように支援する取り組みが素晴らしく、大切なことだと感じた。
- ・更生支援を行うことが再犯防止にも大きく繋がると思う。
- ・更生支援のあり方検討会の議論内容は正論で共感できる部分が多く感じた。
- ・就労支援だけではなく、住居の貸与や社会的な教育の実施を行っていることも重要。
- ・このような取り組みが全国的に行われ、社会復帰できる方が増え、再犯が削減されることを願う。



奈良県更生支援の推進について

令和2年11月18日

奈良県福祉医療部地域福祉課長 松山 善之
 一般財団法人かがやきホーム事務局長 石原 正三

目 次

- | | |
|----------------------------|-----|
| 1. 更生支援を取り巻く現状について | … 1 |
| 2. 奈良県における更生支援について | … 5 |
| 3. 奈良県更生支援の推進に関する条例について | …10 |
| 4. 出所者の就労の場(一般財団法人)の設立について | …11 |
| 5. 一般財団法人かがやきホームの事業計画について | …12 |

1. 更生支援を取り巻く現状について

更生保護とは・・・

→犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、**個人**と公共の福祉を増進しようとする活動。

(法務省保護局パンフレットより抜粋)

更生支援とは・・・

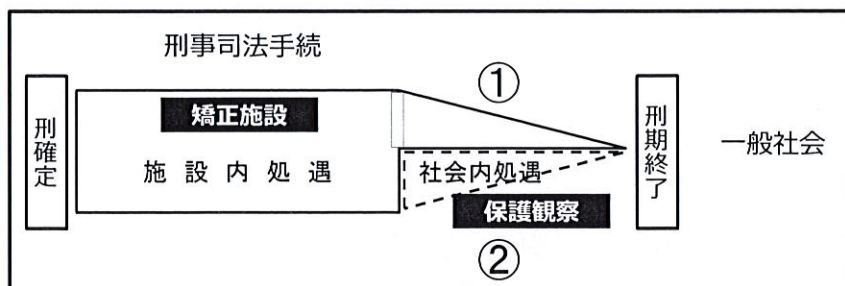
→罪に問われた者等が円滑に社会復帰することができるようにするための措置又は活動。

(奈良県更生支援の推進に関する条例第2条第2号)

1

1. 更生支援を取り巻く現状について

○罪を犯した者等に対する支援について



※一般的なパターンを分かりやすくイメージ化したものです。

①(刑務所内での施設内処遇)

→収容期間中、改善指導等や就労支援等の社会復帰支援

②(仮釈放等の者に対する社会内処遇)

→刑期終了までの期間、保護観察による支援

➡ 刑期終了後は刑事司法手続を離れるため、専用の社会復帰支援がない。

2

1. 更生支援を取り巻く現状について

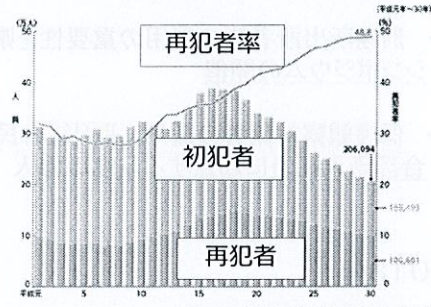
○このような中で・・・

→戦後60年間の犯罪分析により、全検挙者の約3割の再犯者が約6割の犯罪を行っていたことが判明

(平成19年版犯罪白書)

→平成30年の刑法犯検挙人員に占める再犯者は48.8%

→右肩上がりの状態



(令和元年版犯罪白書)

○国は、政府を挙げて、再犯の防止に取り組むことに。

1. 更生支援を取り巻く現状について

平成28年12月 再犯の防止に関する法律施行

- 犯罪者が社会で孤立することなく、国民の理解と協力を得て社会復帰することを支援
- 国が再犯防止に関する施策を総合的に策定・実施
- 都道府県及び市町村についても再犯防止施策を策定し、実施する責務

平成29年12月 再犯防止推進計画(国)閣議決定

○国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画

【再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)】(抄)

第4条 (略)

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 (略)

2. 奈良県における更生支援について

○奈良県による再犯防止に関する取組

2013年度～

- ・ 保護観察対象者を県臨時職員として雇用(都道府県初)
- ・ 刑務所出所者等の雇用の重要性を県民や県内事業所に理解してもらうためのシンポジウムの開催
- ・ 保護観察対象者の雇用に取り組む民間事業者に対する公契約条例に基づく総合評価入札時に加点する制度の導入

2018年

「平成30年度保護司等中央研修会」において、荒井奈良県知事が講演したことをきっかけに、横田弁護士を委員長とした「奈良県更生支援のあり方検討会」を立ち上げる。

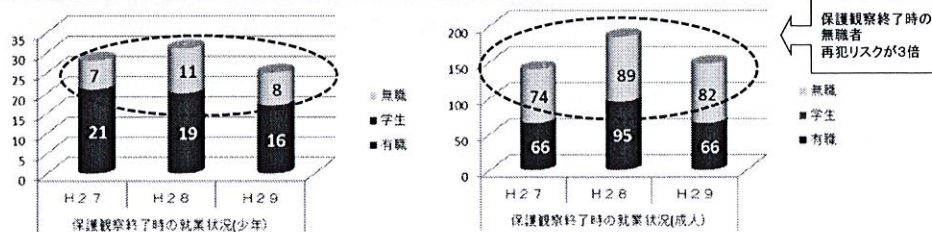
5

2. 奈良県における更生支援について

○奈良県更生支援のあり方検討会での議論(当初の再犯防止からの視点)

- ・ 刑務所再入所者のうち、再犯時に無職であった者の割合は72.4% (有職者の27.6%に比べ、非常に高い状況)
- ・ 社会復帰を目指す刑務所出所者等が、健全な社会人として自立するためには、出所後、就業できる場所と定住できる場所が確保されることが重要

(平成30年版 犯罪白書)



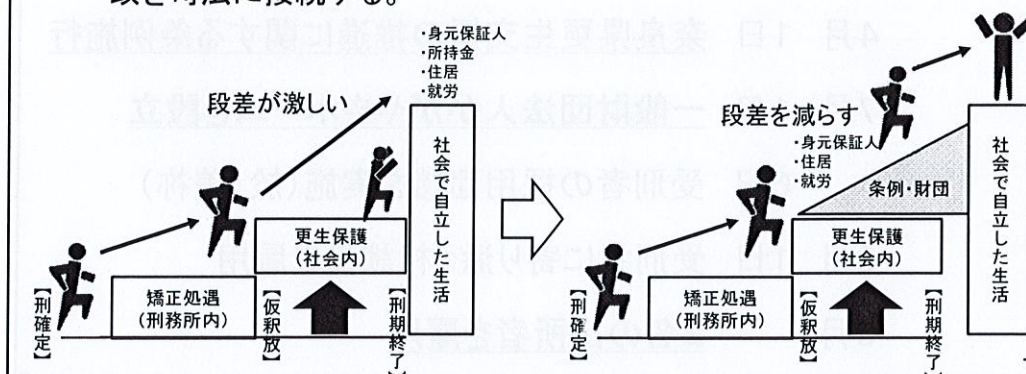
奈良県においては、直近の3年間では毎年、少年で全体の約3割(7～11人)、成人で全体の約5割以上(74人～89人)が無職のまま保護観察を終了している。

6

2. 奈良県における更生支援について

○奈良県更生支援のあり方検討会での議論(福祉行政からの観点)

- ・犯罪率の低下は、司法行政の視点であり、地方行政の役割のメインにはならない。
- ・福祉行政により出所者で困っている人を助けるのが基本の施策体系であり、結果的に再犯防止に繋がるというのが柱になるのではないか。
→司法と福祉を接続する条例を制定し、出所者を対象とした福祉行政を司法に接続する。



7

2. 奈良県における更生支援について

- 全ての困っている人を助ける
→誰もが地域の一員として包摂される社会
- 司法と福祉をつなぐ
→国(司法)と地域(福祉)をつなぐ施策



条例を制定し、その条例に基づき、県が財団を設立して、直接雇用、住居確保、職業訓練・社会教育を実施

8

2. 奈良県における更生支援について

時系列

- 平成30年12月～ 奈良県更生支援のあり方検討会
(令和元年11月まで4回実施)
- 令和2年3月25日 奈良県更生支援の推進に関する条例成立
- 4月 1日 奈良県更生支援の推進に関する条例施行
- 7月 1日 一般財団法人かがやきホームを設立
- 6日 受刑者の採用面接を実施(於:美祢)
- 8月 1日 受刑者に寄り添う相談員を雇用
- 9月 2名の出所者を雇用

9

3. 奈良県更生支援の推進に関する条例(令和2年奈良県条例第52号)について

■ 制定理由

更生を志す者を含む全ての県民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、罪に問われた者等が必要とする更生支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに関係団体等及び県民等の役割を明らかにするとともに、更生支援の推進に関する基本的な事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、罪に問われた者等の円滑な社会復帰の促進及び共生のまちづくりの推進を図ろうとするもの。

■ 制定背景

【罪に問われた者等の現状】

- ・罪に問われた者等の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコールなどの依存のある者、高齢で身寄りがない者など地域社会で生活する上での様々な課題を抱えている者が多く存在する。
- ・刑事司法手続を離れた後、罪に問われた者等が地域において就労の場や住まいを確保し、更には社会的な教育を受けるなど円滑な社会復帰を進めることができる支援体制が未だ十分には整っていない。
- ・地域社会で孤立し、抱えた様々な課題を解決できないまま、再び罪に問われる者も少なくない。

【奈良県が目指す役割】

国の司法行政と地域の福祉を繋ぐ役割を自ら担い、就労の場づくりを行うこと等により罪に問われた者等の社会復帰を支援する。

■ 条例概要

【第一章 総則(第1条～第7条)】

目的、定義、基本理念、各主体の責務、役割等

【第二章 基本的施策(第8条～12条)】

- (1) 特性に応じた支援等：罪に問われた者等の意思を尊重し、個々の特性を十分に踏まえた支援
- (2) 就労の支援：就労の場の確保、就労の継続等のための支援
- (3) 住居の確保の支援：地域で生活を営むための住居の確保等の支援
- (4) 福祉サービス等の提供による支援：適切な福祉サービスの提供、関係機関等との連携強化
- (5) 県民等の理解の増進：更生支援の重要性についての理解の増進

【第三章 具体的施策(第13条)】

- (1) 第二章の基本的施策の実施のため、法人を設立し、事業を実施
 - (ア) 罪に問われた者等を雇用し、就業体験の機会その他就労の場の確保、提供
 - (イ) 雇用した者に対し、住居の貸与等
 - (ウ) 雇用した者の企業等への就職等を支援するための職業訓練、社会的な教育
 - (エ) 相談などの支援
- (2) 雇用した者が企業等に就職した後、離職した場合においても、当該者の希望により再び支援を実施

■ 令和2年3月25日 成立

■ 令和2年4月 1日 施行

10

5. 一般財団法人かがやきホームの事業計画について

事業概要図

- 出所者等は財団法人が雇用
- 出所者等への給与は財団法人が支給
- 出所者等は協力企業で勤務
- 社会保険は財団法人で加入
- 財団法人は協力企業と派遣契約を締結

